

## 免許状更新講習の受講免除申請について

主に、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）の受講免除の職に該当することとなる校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭の方が「更新講習の受講免除の申請」を行うこととなります。

修了確認期限の2か月前までの2年間に、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭のいずれかの職にある方は、更新講習を受講・修了する以外に、青森県教育委員会に申請し、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることができます。（いずれかの方途をとるかは各自で判断してください。）

この外、文部科学大臣、青森県教育委員会（以下「県教委」という。）等が行う表彰等を受けたことにより、受講免除を申請できる場合があります。詳しくは、教職員課 総務・免許グループへお問合せください。

「更新講習の受講免除の申請」を行う際の手続きについては以下のとおりです。

### 申請の流れについて

〈各自の修了確認期限の2か月前までに行うことが必要です。〉

#### 免除申請

受講免除の認定を希望する場合は、各自が「免許状更新講習受講免除認定申請書」に以下の書類を添付し、県教委に申請をします。（申請書の記入の注意点等は、県教委HPに掲載している「申請書記入例」を参照のこと。）

《添付書類一覧》

① 免許状の写し

※ 免許状を紛失している場合は、免許状を授与した都道府県が発行している「授与証明書（原本）」（申請日の半年以内に発行されたもの）の添付でも可。

※ 所持しているすべての免許状について提出が必要です。

② 各都道府県教育委員会が発行する更新講習修了確認証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書（すべて原本）

※ 初めて更新講習関係の申請をする場合は添付不要です。

③ 戸籍抄本（必要な場合のみ。）

※ 婚姻等により、免許状に記載されている氏名又は本籍地が異なる場合は添付する必要があります。

④ 表彰状の写し（文部科学大臣又は県教委等から表彰を受けた場合のみ。）

※ 免除事由が表彰を受けたことによる場合のみ添付することになります。

⑤ 青森県収入証紙 3,300円分

※ 手数料として申請用紙の余白部分に貼付してください。

⑥ 返信用封筒

※ 角形2号（A4用紙が折らずに入る大きさ）に宛先を記入し、140円切手を貼り付けしてください。（氏名の最後は「行き」や「宛」とはせず、「様」または「殿」としてください。）

### 免除証明書の発行

青森県教育委員会が申請に基づき、更新講習の受講免除の認定を行い「免許状更新講習免除証明書」を発行します。これにより、修了確認期限までに更新講習修了確認を受けたものとみなされます。

### 次回の修了確認期限

申請時の修了確認期限の10年後まで、所持しているすべての免許状が有効となります。

例：申請時の修了確認期限…平成29年3月31日

↓ 申請に基づき、県教委で受講免除の認定

次回の修了確認期限…平成39年3月31日